

## 共生社会の形成を目指した教育の推進

### 2

## 本県における共生社会の形成を目指した教育の推進

### (1) 共生社会とは

本県では、平成 16 年度から「『生きる力』を育むノーマライゼーション教育総合推進事業」に取り組んできました。「ノーマライゼーション(normalization)」とは、デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害者の生活を改善する運動から始め、北欧から世界に広まった障害者施策の重要な概念です。この考えが「国際障害者権利宣言(昭和 50 年)」の土台となり、「国際障害者年(昭和 56 年)」につながりました。その後「サラマンカ宣言(平成 6 年)」において、「全ての子供は一緒に学ぶべきだ」という「インクルージョン(inclusion)」の考え方が提起され、日本でも「今後の特殊教育の在り方」を考える一つの契機となりました。

さらに本県では、平成 26 年度より「共生社会の形成を目指した教育の推進」に取り組んでいます。共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会です。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会です。

### (2) 国の動向について

平成 18 年 12 月国連総会において、「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国は平成 19 年 9 月に同条約に署名、平成 20 年 5 月に発効しました。このような障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応して、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、障害者基本法の一部が平成 23 年 8 月 5 日に改正・施行されました。第 16 条 3 項では、「障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」と示されました。また、今後の我が国の特別支援教育の在り方等についての議論が進められ、平成 24 年 7 月に報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」としてまとめられました。これらを踏まえつつ、障害のある児童生徒等の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正が行われ、平成 25 年 9 月 1 日をもって施行されました。なお、我が国は平成 26 年 1 月に障害者の権利に関する条約を批准、同 2 月に発効となりました。また、平成 28 年 4 月 1 日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が施行されました。

### (3) 本県における「共生社会の形成を目指した教育の推進」

県教育委員会では、共生社会とは障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きることこそノーマルであると考えています。また、共生社会を作るには、学校において「心のバリアフリー」や「社会で自立できる自信と力」を育む教育を推進することが必要です。そして、この共生社会の形成を目指

した教育の実現を図るためには、障害の有無にかかわらず子供の頃から共に育ち、共に学ぶことが大切であると考え、障害のある子供と障害のない子供と一緒に学ぶ機会を拡大していくための県独自の仕組みである「支援籍」の普及・定着を図ること、社会で自立できる自信と力を育む教育を充実し、一貫した教育的支援を行えるようにするため、「個別の教育支援計画」を作成することなど、「共生社会の形成を目指した教育の推進」に取り組んでいます。

### 共生社会の形成を目指した教育推進の2つのねらい

#### ア 障害のない児童生徒にとっての「心のバリアフリー」を育む教育の充実

「心のバリアフリー」を育む教育を推進するためには、教育課程に適切に位置付けられた交流及び共同学習をさらに充実させるとともに、「知り合う・ふれあう・学び合う」ことを通して、共感的に理解することが必要になります。

#### イ 障害のある児童生徒にとっての「社会で自立できる自信と力」を育む教育の推進

「社会で自立できる自信や力」を育む教育を推進するためには、障害のある児童生徒及び保護者に対する継続的な相談や支援体制（就学支援委員会や「個別の教育支援計画」の策定など）を整備するとともに、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、当該児童生徒の持てる力を最大限に発揮できるよう、一層のきめ細かな支援の実現に向けて取り組む必要があります。

### 共生社会の形成を目指した教育推進を支える3つの仕組み

#### ア 支援籍

支援籍とは、学級編制の基礎となる学籍とは異なり、障害のある児童生徒や特別な教育的支援を必要とする児童生徒が「個別の教育支援計画」に基づき、在籍する学校（学級）のほかに、児童生徒の教育的ニーズに応じた学校（学級）において、共生社会の形成を目指す学習を可能な限り実現するための学籍であり、県独自の仕組みです。

#### イ 就学支援委員会

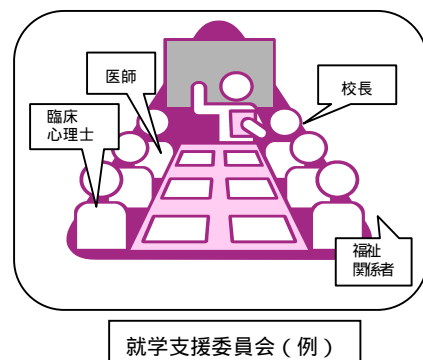
就学支援委員会とは、より丁寧な就学相談を実施するため、これまでの就学指導委員会を見直した組織です。LD、ADHD、高機能自閉症等を含め障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを保護者等との継続的な相談を通して的確に把握するなど、一貫した支援を行う上で重要な役割を果たします。

また、支援籍を含めたきめ細かな支援を図るための

「個別の教育支援計画」（教育支援プランA）に対して、医療や福祉などの専門家が助言を行います。

#### ウ 「個別の教育支援計画」（教育支援プランA）

「個別の教育支援計画」とは、障害のある幼児児童生徒一人一人に必要なとされる教育的



ニーズを正確に把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な支援を行うために、教育・福祉・医療・労働等の関係機関が連携して支援するための計画です。策定にあたっては、保護者は重要な支援者の一人であることから、積極的な参画を促し、その意見を聞くことも大切です。

#### (4) 「インクルーシブ教育システム」の構築に向けて

障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、インクルーシブ教育システム (inclusive educational system) とは、「人間の多様性の尊重等の強化、精神的・身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者となない者が共に教育を受ける仕組み」と定義されています。

その要件として、障害のある者が教育制度一般 (general education system) から排除されないこと、自己の生活する地域において初等・中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されることなどを満たす必要があるとされています。

インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある子供と障害のない子供が同じ場で共に学ぶことを追求しています。それは、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、お互いが個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んずる態度を養うことが期待できるからです。

改正された学校教育法施行令では、障害のある児童生徒の就学に際しては専門家や本人・保護者の意見、さらには地域や学校の状況も踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みが適当であることが示されました。そこで、個別の教育的ニーズのある子供に対して、各学校は、その時点で最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することも求められます。

また、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」及び「学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」によって、高等学校でも特別の教育課程による障害に応じた特別の指導を行う必要があるものへの教育をすることができるということが平成 28 年 12 月 9 日に公布がされ、平成 30 年 4 月 1 日から施行されました。

特別な指導を行う子供一人一人の学習権を保障する観点からも、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」として、環境整備の充実を図っていくことが必要です。

参考・引用文献：「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」  
平成 24 年 7 月 23 日 中央教育審議会初等中等教育分科会  
：「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」  
平成 25 年 10 月文科省